

「若年者の消費者トラブル対策推進のためのSNS運用等業務委託」に関する質問と回答

令和7年5月16日 市民局生活安全部消費生活センター

No.	質問項目	質問内容	回答
1	「提案競技実施要領」P3 10 参加申請書類の提出方法 (1)提出書類 ②登記事項証明書(法人の場合)	代表者の住所・氏名に変更があり、変更後の登記事項証明書の取得に時間がかかるが、どうしたらよいか。	現在(変更前)の登記事項証明書を一旦提出していただき、変更登記完了後に再提出をお願いします。
2	「提案競技実施要領」P4 10 参加申請書類の提出方法 (1)提出書類 ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し	直近の決算2年分の財務諸表の提出が必要とのことだが、会社設立1期目で決算書がない。どうしたらよいか。	直近の決算2年分の財務諸表が提出ができない理由書を提出してください。 (別添の様式「理由書(委託)」をご提出ください。)
3	「提案競技実施要領」P4 10 参加申請書類の提出方法 (1)提出書類 ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し	直近の決算2年分の財務諸表の提出が必要とのことだが、会社設立2期目で1年分しか提出できない。どうしたらよいか。	No.2の回答のとおり
4	「提案競技実施要領」P2 7 参加資格	「(7) 本業務の実施にあたって、市の求めに応じて即時に来所し、対応できる体制を整えていること。」とあるが、この「即時」とは具体的にどの程度の時間的猶予を想定しているか。また、業務の特性上、東京や他地域を拠点とする事業者が応募する場合、協力会社や担当者を配置することで要件を満たす形も可能か。	オンラインを活用した対応が困難であり、対面での対応を要する場合は、原則3営業日以内にご来所頂くことを想定しています。なお、福岡市では、委託業務の全部又は主たる部分を再委託することを原則禁止しております。やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、委託契約の際、再委託承諾申請書により予め本市の承諾が必要になりますのでご注意ください。